

補助金等取扱基準

補助金等の名称	諏訪市農青クラブ補助金
補助事業等の目標	農業後継者相互の連絡協調や農業知識、経営の研修等により地域農業の発展を図るため。
補助事業等の対象者	市内に在住する農青クラブ加入者によって構成される団体
補助対象経費	農青クラブ員の農業知識、技術及び経営の研修並びに会員相互の連絡並びに協調に要する経費
補助金等の額及びその算定方法又は補助率	<p>予算の範囲内</p> <p>【補助額が5万円未満、補助率が補助対象経費の1/2を超える場合の理由】 H10年、H17年の見直し後の範囲で</p>
補助事業等の評価	補助事業者からの実績報告書をもとに、担当部署により補助事業の効果を評価する。
補助事業等の開始時期	平成8年以前
補助事業等の終了時期	<p>【終期が3年を超える場合の理由】 地域農業の担い手となる青年農業者の育成のため必要である。</p>
情報の公表の方法等	補助事業者、補助金交付金額、評価内容等を諏訪市ホームページにて公表する。
その他	
提出書類	諏訪市補助金等交付規則に定める様式は除く。
担当部署	諏訪市 経済部 農林課 農業振興係